

平成十九年七月十日受領
答弁第四四九号

内閣衆質一六六第四四九号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出自民党ホームページにおける年金広報等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出自民党ホームページにおける年金広報等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府としては、本年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」に基づき、国民年金又は厚生年金保険の受給権者又は被保険者（以下「受給権者等」という。）に係る記録及び基礎年金番号が付されていない又は基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号に係る記録（以下「未統合の記録」という。）について、平成二十年三月までを目途に名寄せを実施し、その結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせすることとしている。また、今般成立した厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）に基づき、同法の概要や必要な手続等に関する広報の実施、相談体制の整備を行うほか、同法の対象となる方には、基礎年金番号、年金コード等をあらかじめ記載した同法に規定する保険給付又は給付の支給手続に必要な用紙を順次お送りすることとしている。このような取組等を進めることにより、すべての年金受給者等が本来受け取ることができるはずの年金を受け取ることが実現してまいりたい。

五について

お尋ねのような場合には、総務省に設置した「年金記録確認第三者委員会」において、納付の事実関係についての被保険者の申立てを聴取するなど周辺事情を検討して申立内容に筋道が立っているか総合的に判断することになるものと考ええる。

六について

社会保険庁のマイクロフィルム記録や市町村が保有する国民年金被保険者名簿等の記録と、社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録の突き合わせ作業については、計画的に実施し、その進捗状況を半年ごとに公表することとしているが、現在、その実施に当たっての具体的な手法等について検討しているところであり、突き合わせ作業の終了時期を現時点でお答えすることは困難である。

七について

「名寄せ」とは、未統合の記録と年金受給者等の記録を氏名、生年月日及び性別の三つの情報等を用いて突き合わせることを意味し、「統合」とは、「名寄せ」を実施した結果、同一人の可能性があると判明した年金受給者等に、その旨と加入履歴を通知し、その後同一人であると確認された場合に、基礎年金番

号で管理している記録と年金手帳記号番号で管理している記録を結び付けることを意味するものである。
八について

御指摘の質疑の翌日に当該質疑の内容について連絡を済ませたところである。なお、お尋ねのホームページについては、政府としては、訂正を要請する立場にない。